平成２９年（フ）第２０号
茨城県土浦市中神立町８番地39
破産者　株式会社まちのとそう屋さん
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２７５４号
東京都千代田区神田司町２丁目９番地
破産者　株式会社イオプラネット
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３号
静岡市駿河区西脇1331番地１
破産者　有限会社シツク・クリエイテイブ・ワーク・スタジオ
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３９９号
大阪市平野区長吉川辺１－１－10
破産者　株式会社Ｇｒｅａｔ
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０７５号
大阪市旭区千林２丁目16番８号
破産者　株式会社松尚建設
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１０６号
大阪府大東市朋来２丁目５番７号
破産者　河島敏商会株式会社
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６７７号
大阪市北区堂山町７番７号
破産者　株式会社レボリューション
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８４１号
大阪市中央区久太郎町３丁目５－５　丸忠第１ビル607、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区南堀江１丁目11番15号
破産者　株式会社ファイブ
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８５９号
大阪府豊中市豊南町西３丁目16番３号
破産者　クレセール株式会社
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７７号
大阪府羽曳野市野々上４－６－16
破産者　株式会社ビルドワン
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９号
鳥取県鳥取市青谷町蔵内153－１
破産者　特定非営利活動法人悠ゆうの郷
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４号
沖縄県うるま市字天願1730番地１
破産者　ミヤタ工業株式会社
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第７７８０号
神奈川県横浜市西区みなとみらい３丁目６番３号ＭＭパークビル６Ｆ
破産者　ＲＥＶＳＯＮＩＣ株式会社
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１８０号
東京都渋谷区代々木３丁目46番16号
破産者　株式会社インティ
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３００号
愛知県豊田市西山町２丁目28番地２　サンマルタ西山303号
破産者　株式会社スコペルタ
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
愛知県豊田市四郷町天道116番地４
破産者　株式会社テック・エス・ジー
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１９０号
東京都江東区大島９丁目４番１－1217号、破産手続開始決定時の住所福岡市城南区七隈３丁目９番18号
破産者　隆　　菊枝
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６８０号
福岡市西区拾六町１丁目23番２－101号
破産者　後堂　千敏
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６８１号
福岡市西区拾六町１丁目23番２－101号
破産者　後堂惠美子
1　決定年月日　平成29年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４３号
福岡県糸島市潤２丁目７番12号　２－Ａ
破産者　吉田　　純
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部